

# 令和6年第7回 北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月29日(月) 午後1時00分から午後1時18分
2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室
3. 出席委員 (9人)  
10番 善岡 浩樹 (会 長)      7番 松田 力 (会長代理)  
1番 永井 稔                  2番 高田 秋光                  3番 山外 明人  
4番 植松 春雄                  5番 川島 史伸                  6番 澤田 正人  
8番 川瀬 崇                  ~~9番 藤崎 正雄~~
4. 欠席委員 (1人)  
9番 藤崎 正雄
5. 議事日程  
第 1 会議録署名委員の選出      松田 力      川瀬 崇  
第 2 会議書記の指名              長谷局長、~~滝上推進員~~、清水野主事  
第 3 農政報告                      参 与      續木課長  
第 4 会務報告                      事務局      長谷局長  
第 5 議事参与の制限              なし  
第 6 報告第14号 農業者年金 (新制度・特例付加年金) 裁定請求の進達について  
第 7 報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について
6. 農業委員会事務局職員  
長谷育男事務局長・~~滝上和昭農地推進員~~・清水野梨希主事
7. 参与  
續木敬子産業課長

|          |   |
|----------|---|
| 事務局長(長谷) | <p>只今から、令和6年第7回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、9名の委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、善岡会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>   |
| 会 長 (善岡) | <p>大変ご苦労様です。平均気温が高くなっており、農作物の生育は、全般に平年よりもやや早く進んでいるとのことですが、最近はずっとしない天気が続いております。また、8月に入ってから、十年に一度の高温になるのではないかと聞いており、大変心配されるところであります。本日はこの後の深川市で開催される研修会等への参加もあり、大変長丁場となりますがどうぞよろしく申し上げます。</p> |
| 議 長 (会長) | <p>それでは、これより令和6年 第7回農業委員会総会を開催致します。</p>   |
| 議 長      | <p>日程第1 会議録 署名委員の選出について<br/>松田委員・川瀬委員にお願い致します。</p>  |
| 議 長      | <p>日程第2 会議書記の指名について<br/>会議書記には、長谷事務局長 滝上農地推進員—清水野主事 を配置いたします。</p>   |
| 議 長      | <p>日程第3 農政報告 續木産業課長お願いします。</p>  |
| 参与 (續木)  | <p>それでは農政報告をさせていただきます。お手元に配付させていただきましたが、沼田町の沼田ダムにおける導水幹線用水路の漏水事故についての報告書が提出されて参りましたので、ご報告申し上げます。(報告書添付資料に基づき説明)</p> <p>以上農政報告と致します。</p>   |
| 議 長      | <p>日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。</p>   |
| 事務局長     | <p>会務報告 4ページをお開き下さい。<br/>【4ページ朗読】</p>   |

議 長

日程第5 議事参与の制限について  
議事参与の制限はありません。

それではこれより、報告2件の審議に入ります。

議 長

日程第6 報告第14号 農業者年金（新制度・特例付加年金）裁定請求の進達について説明願います。

事務局長

5ページをご覧ください。  
報告第14号 農業者年金（新制度・特例付加年金）裁定請求の進達について

独立行政法人農業者年金基金法施行規則第15条の規定に基づき、別紙の者に係わる特例付加年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和6年7月29日提出

6ページをお開き下さい。

番号 55

経営継承者

年金加入期間 平成14年1月1日～平成19年2月20日

基準日経営面積 153,291.32㎡

自留地 1,978.00㎡

第三者移譲で さんに継承しています。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

日程第7 報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について説明願います。

事務局長

7ページをご覧ください。  
報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

農地法第3条の3第1項の規定による、相続により権利を取得した旨の届け出を別紙のとおり受けたので報告する。

令和6年7月29日提出

8ページをお開き下さい。

受理番号 6-1 相続

権利取得者 [ ] さん

権利移譲者 [ ] さんが [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日に亡くなられ、相続をしました。

土地の所在は岩村7番地2外11筆です。

田が9筆、畑が3筆で合計面積66,610.00㎡です。

土地は資料1ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

次のページをご覧ください。

受理番号 6-2 相続

権利取得者 [ ] さん

権利移譲者 [ ] さんが [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日に亡くなられ、相続をしました。

土地の所在は板谷70番地2外12筆です。

田が8筆、畑が5筆で合計面積66,626.00㎡です。

土地は資料2ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑等なし】

議長

それではこれを持ちまして、第7回農業委員会総会を閉会致します。

議 長

---

7 番委員

---

8 番委員

---